

意思決定支援に着目した 個別相談支援の理論と実践 ～相談支援の基本姿勢



令和6年度千葉県相談支援従事者現任研修
寺田一郎(社会福祉法人ワーナーホーム)

1

1. 本人を中心にした支援における 個別の相談支援の基本姿勢

2

相談支援の基本姿勢(ケアガイドライン)

- ① 共生社会（ノーマライゼーション）の実現
- ② 自立と社会参加
- ③ 当事者主体（本人中心の支援）
- ④ 地域における生活の個別支援
- ⑤ エンパワメント

相談支援の場面で、どのように実践されているのか、再確認しよう！

3

「意思決定支援ガイドライン」における意思決定支援

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」より

要約すると・・・

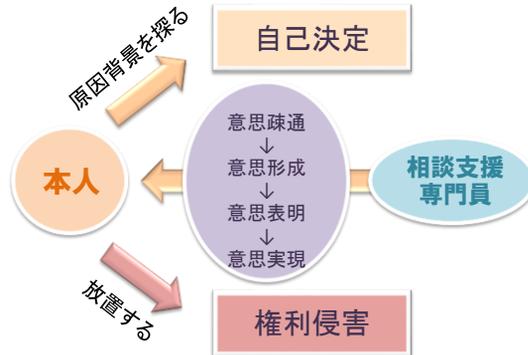
- ① 可能な限り、本人が自ら意思決定できるよう支援する
- ② 本人の意思の確認や選好を推定する
- ③ 最後の手段として、本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う←アセスメント(=ニーズの推定)

自立・自己決定の視点(意思決定支援)

どんなに重い障害や困難があっても、意思決定を行う能力があると捉え、環境を整え、自己決定に導く。

- 重症心身障害で反応がない
- 以下は意思決定支援の範疇ではないが対応が難しい
 - ・自傷他害を繰り返す
 - ・精神医療から抜けられない
 - ・アディクション(嗜癖:ある特定の物質や行動、人間関係を特に好む性向)が収まらない
 - ・犯罪を繰り返す
 - ・何度も約束を反故にする

国指導者研修資料



5

2. 相談支援とケアマネジメントプロセス ～意思決定支援を検証する



写真:ワーナーホーム たんぼぼ(柏市地域生活拠点事業+パン屋)

6

地域生活支援→ケアマネジメントの導入

- ケアマネジメントとは⇒「障害者や高齢者の地域生活を総合的に支えるために行われる福祉サービスの一元的な調整システム」
- 主な機能＝①利用者と福祉サービスを結びつけること
②総合的、継続的な支援体制
- 基本理念（再掲）⇔障害者の権利擁護・意思決定支援
 - ・ ノーマライゼーションの実現に向けた支援
 - ・ 自立と社会参加の支援
 - ・ 主体性、自己決定の尊重と支援
 - ・ 地域における生活の個別支援
 - ・ エンパワメントの視点による支援

7

ケアマネジメント導入の意味

- **今の生活のどこが問題なのか？→アセスメント**
複数のニーズや課題が同居、価値観も違う。生活課題を明確にする必要がある。
- **その人らしい生活にするためにはどうしたら良いのか？→サービス等利用計画書**
障害者の生活が可能となるように環境を変える必要がある（居住環境、家族関係、地域住民、社会資源、行政機関等）
- **どこに何があるのか？→情報提供**
さまざまなサービス利用ができるように情報提供する。事業所についてのアセスメントも行う。
- **専門的に継続的、総合的な相談支援**
生活者として全体を見る。担当者の異動があっても組織として方針を継続。家族支援や関係調整も。

8

全ての利用者について計画相談支援等が行われることを原則とした趣旨(平成26年2月27日地域生活支援推進室事務連絡)

【経過】障害者ケアマネジメントの必要性や相談支援の体制等の重要性に関しては「障害者ケアガイドライン」報告書(平成14年3月31日)により提言されている。

【趣旨】

- (1) 障害児者の自立した生活を支えるためには、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かく継続的な支援が必要であり、そのためには定期的なケアマネジメントを行う体制が求められる。
- (2) 障害児者にとって、専門的な知見を持った担当者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することが、選択肢の拡大につながる。
- (3) 可能な限り中立的な者が、専門的な観点から一貫してケアマネジメントを行うことにより、市区町村の支給決定の裏付け又は個別のサービス・支援の内容の評価を第三者的な観点から行うことが可能となる。

【目指すもの】

- 各市区町村(わがまち)に住んでいる障害福祉サービスを利用するすべてのひとたちに対して、時には近くで深く寄り添い、時には遠くから見守る「相談支援専門員」という専門職が身近にいる体制を整えること。
- そして誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指すこと。

相談支援体制の充実・強化を図るために

(平成30年3月30日厚労省障害福祉課長通知)

1. 相談支援事業所
 - (1) 相談支援専門員の質の向上(寺田注⇒新研修制度、報酬加算)
 - (2) 利用者及びサービス事業者等との信頼関係の醸成
 - (3) 利用者へのケアマネジメントを通じた地域課題の整理及び社会資源の開発
2. 障害者相談支援事業(地域生活支援事業)

市町村が実施する一般相談。計画相談の対象とならない事例、支援区分認定が難しい事例等についても積極的に対応すべき。多くは民間に委託。
3. 基幹相談支援センター

地域の相談支援の中核的役割。総合的な相談支援や地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進などに取り組む。(後述参照)
4. 協議会

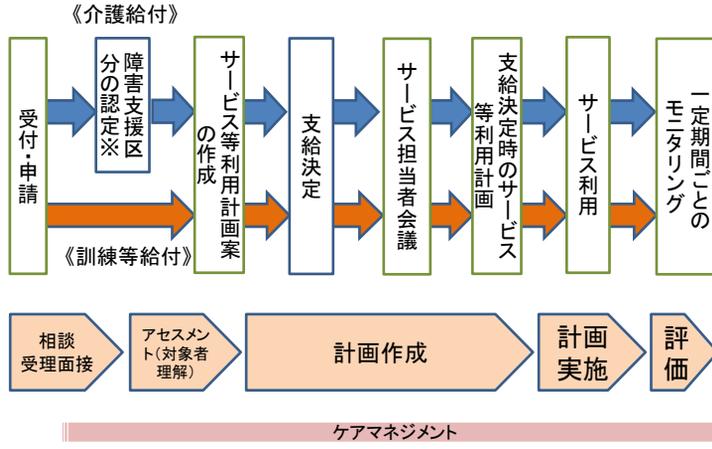
現状の支援体制や社会資源のみでは解決できない課題について新たな社会資源等の開発について協議する。

(参考:寺田)

セルフプラン:千葉県全体では計画数のうち10~20%。推奨している自治体もある。障害者が自分のライフスタイルを自分で決めることは大切だが、セルフプランではケアマネジメントのサービスを受けられない。市町村の財政事情から奨励されている場合は問題。

基幹相談支援センターの設置状況(千葉県、2023年9月)←千葉県HPより
39市町村(政令市、中核市含む54市町村のうち)、47か所

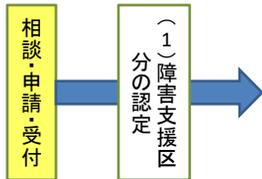
障害福祉サービスの支給プロセス



●サービス等利用計画に基づく支給決定は、すべてのサービス利用者が対象。自分で作成した計画案を提出することもできる(セルフプラン)。

●指定特定相談支援事業者の偏在、困難事例への対応、市町村の相談支援事業の委託の有無、人材の確保・・・課題が未解決。

11

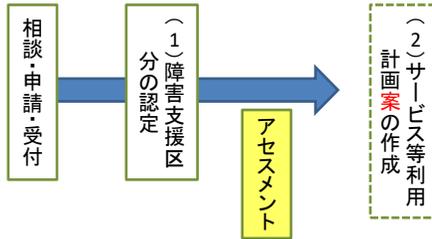


自己決定支援の視点で～振り返り①

- ポイント
- ① インテークの基本的理解
 - ② 面接技法
 - ③ 記録の重要性
 - ⑤ 障害福祉サービスの説明
 - ・社会資源についての体験的理解
 - ・公平、中立性
 - ・利用者の立場に立って

- ・スクリーニング(対象者の確認)
- ・計画相談について **利用契約**
- ・標準様式(相談受付票) **本人の意思**

12

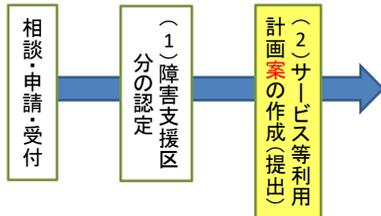


**自己決定支援の視点で
～振り返り②**

- ポイント
- 対象者を理解する(情報収集)=アセスメント
 - ・これからどんな生活をしたいのか
 - ・困っていることは何か(主訴)
 - 要望(デマンド)ではなく、ホントのニーズ(思い)を探る=本音を聴く
 - ・これまでどんな暮らしをしてきたのか、どんな毎日なのか→セルフケア能力を把握
 - ・全体的に見る(家族関係の中、地域社会の中で..)
 - ・弱点より強みを見つける(ストレンクス)
 - 支援者としての方針を立てる(見立て)

- ・標準様式(アセスメント表)
 - 本人の希望と家族の希望**

13



**自己決定支援の視点で
～振り返り③**

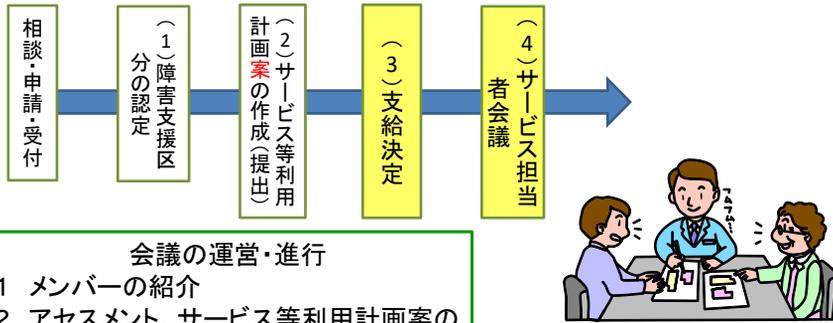
- ポイント
- 本人が望んでいる生活、本人が望んでいる人生は実現しそうか。
 - どうしたら実現できるのか。
 - ニーズ(生活課題)への対応はできたか。
 - 最優先しなければいけないことは何か。

- ・標準様式(提出)
 - サービス等利用計画案
 - 週間ケア計画案(1日単位、1週間単位での生活を想像する)
 - ・セルフプランについて(後述)

本人が希望している・・・アセスメントを手抜きしていないか！

14

自己決定支援の視点で～振り返り④

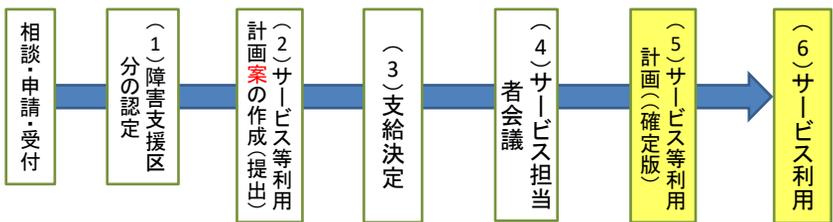


- 会議の運営・進行**
- 1 メンバーの紹介
 - 2 アセスメント、サービス等利用計画書の提示と検討
 - 3 役割分担の確認(役割に責任を持つ集団)
 - 4 現状ではできないことの確認
 - 5 利用者の同意と(利用者の)役割確認
 - 6 次回の開催日およびキーパーソンの確認
- ※ 本人と担当者とのニーズ等が一致しないときは、取敢えず本人のニーズで一歩前進させる。

- ・会議の参加者や日程調整(原則本人参加)
- ・会議の進行
- ・資料の配布

15

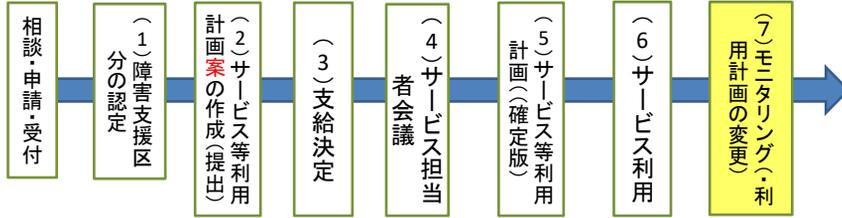
自己決定支援の視点で～振り返り⑤



- ①サービス等利用計画書(確定版)の交付
自己決定の尊重(本人署名)
- ②サービスの内容と利用料について(説明と同意)
- ③サービス利用契約、利用開始への援助

16

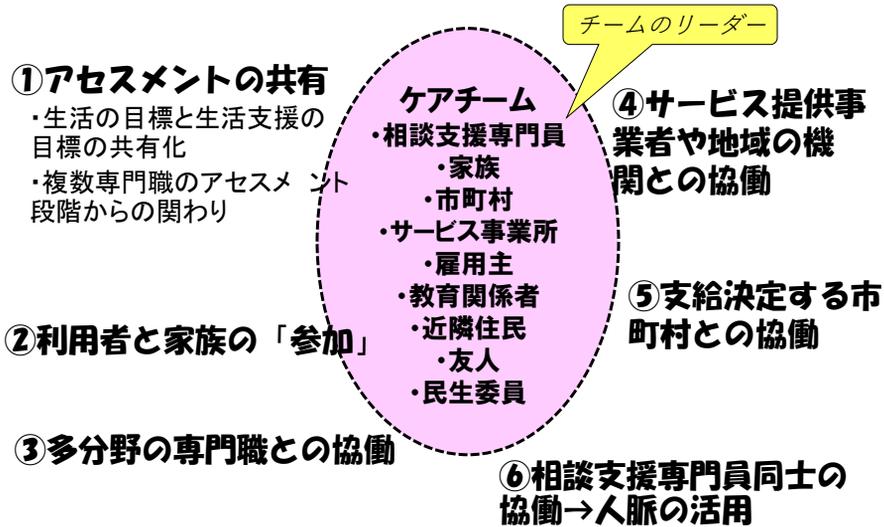
自己決定支援の視点で～振り返り⑥



- サービスを利用してどうなったか？
- 利用者及びその家族や福祉サービス事業者等と継続的に連絡
- 頻度、場所
- モニタリング報告書
- 計画の変更なし、著しい変更、軽微な変更に対応
(必要に応じてサービス等利用計画書の変更と提出)

17

ケアマネジメント検証①
チームアプローチ



18

ケアマネジメント検証② サービス等利用計画(案)の作成～セルフプラン

(本則)	(施行規則)
<p>第22条</p> <p>5 前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画案に代えて<u>厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案</u>を提出することができる。</p>	<p>第12条の5 法第22条第5項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案は、<u>指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案</u>とする。</p>

- 計画相談支援等に係る平成30年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について（障障発0330第1号平成30年3月30日）

「いわゆるセルフプランについては、障害者本人のエンパワメントの観点からは望ましいものであるが、自治体が計画相談支援等の体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者をセルフプランに誘導するようなことは厳に慎むべきという方針」
- 相談支援の役割（厚労省相談支援の質の向上に向けた検討会資料）

「障害児者やその家族が、さまざまなサービスを利用しながら、地域の中でその人らしい暮らしを続けていくために、相談支援専門員はあらゆる相談を受け止め、常に本人に寄り添って、望んでいることは何か、何を支援すれば良いか、支援をするときに地域の社会資源はどんな状況かなど、さまざまな視点をもって、本人を中心に家族、障がい福祉サービス事業者及び行政機関とネットワークを構築しながら支援していくことが重要」

19

ケアマネジメント検証③ 地域協議会の役割～相談支援の一環として機能しているか

- 県協議会(千葉県:総合支援協議会)

広域的な課題の解決、人材育成(相談支援専門員、サビ管、専門コース別研修)、障害者計画
- 地域協議会

役割は「地域作り」・・・事業所の育成・指導、関係職員の育成、ネットワークの構築、一般市民の啓発などを通して地域課題を解決する。

実働部隊を持たないので個別問題の解決には民間事業所との連携が不可欠という限界がある。

いま、基幹センター、地域生活支援拠点事業の開始について対応を迫られている。

【地域の相談支援体制を担う機関】

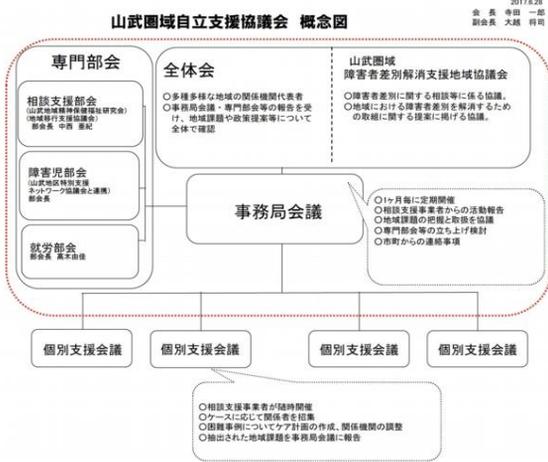
指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、行政、委託相談支援事業所、基幹相談支援センター、障害者地域生活支援拠点事業、地域包括支援センター、中核地域生活支援センター、児童相談所

20



山武自立支援協議会

2022年基幹相談
支援センター開設



(運営の基本方針)

山武圏域自立支援協議会は、平成20年3月に設立会議を開催し、平成21年度から活動を開始したものであるが、3市3町による共同運営体制を維持している。また、障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され、障害者虐待防止法、生活困窮者自立支援法、障害者差別解消法などが制定された。

その流れの中では、障害者の福祉サービスのみならず各制度間の調整等が不可欠となり、その拠点が自立支援協議会であるとの位置付けをしている。

山武自立支援協議会

活動状況

①全体会 (年2回)

関係機関 の代表者による総括的会合として情報の共有を図り、地域課題に対しての解決方法や自立支援協議会全体の政策提言等について協議する。

②専門部会 (隔月開催)

・相談部会

各部会での具体的活動及び困難事例の検討を通じて、地域課題の抽出及び解決に に向けた提言地域支援活動を行う。相談支援部会精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の実務者会議を兼ねる。

【検討テーマ】多問題を抱える母子、8050問題、発達障害、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム推進事業、地域共生社会、当事者から(支援って何だろう)・・・

・就労部会

障害者雇用率の引き上げや就労定着支援事業の創設など大きな変化が続いている。

【検討テーマ】就労定着支援制度、発達障害の就労支援、事例検討・・・

・障害児部会

広い分野からの関わりの中で、相互理解と連携。

【検討テーマ】子育て支援ファイル、放課後等デイサービスの報酬区分、CASとの連携、医療的ケア児支援、特別支援学校見学会、事例検討、ペアレントサポートワークショップの実施(7年間)、思春期の発達障害、早期発見・早期支援

③事務局会議（毎月）

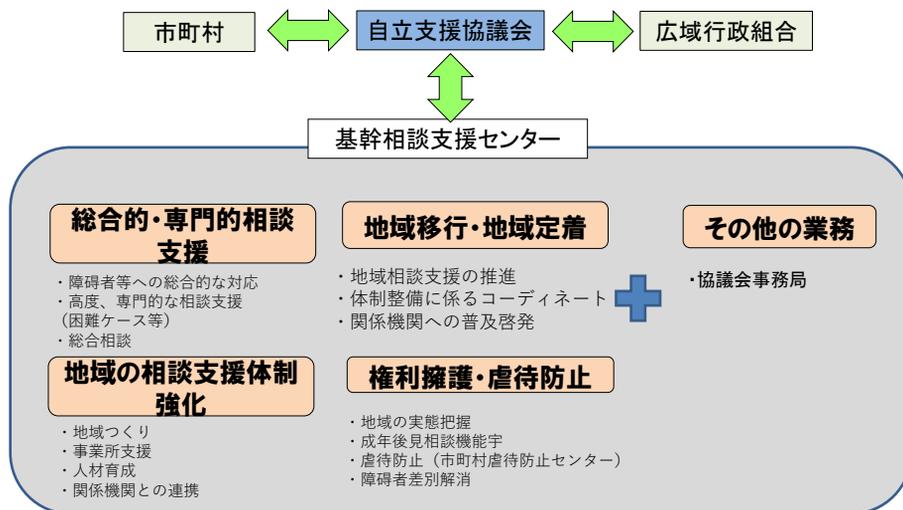
- ・個別支援会議や各部会、地域から新たな課題が出された場合、地域課題の把握と取扱いを協議する。
- ・障害福祉及び権利擁護についての啓発活動、福祉人材の育成活動について企画実施する。
- ・各市町における障害福祉計画の進捗状況の把握や求めに応じて助言を行う。
- ・基幹相談支援センターの設置に向けた協議(業務内容、設置形態・・・)→完了

- ④研修・講演会
- ⑤福祉避難所
- ⑥福祉資源マップの更新
- ⑦山武圏域障害者差別解消支援地域協議会

ケアマネジメント検証④

基幹相談支援センター(山武モデル)

社会福祉士や精神保健福祉士などを配置して、3障害への対応など総合的な相談体制



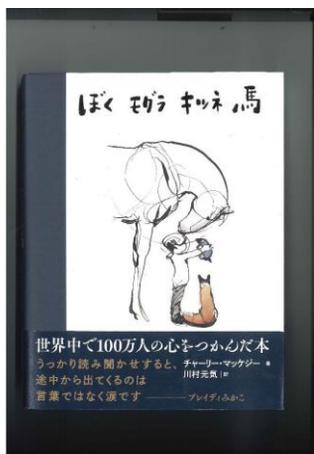
現在の福祉サービスは継続が可能なのか
 ~リモートワーク、成果主義が適用できない・・・エッセンシャルワーク

- 1 社会福祉基礎構造改革
 - ・市場原理の導入
 - ・社会福祉法人改革
- 2 福祉人材の養成
 - ・3K職場のイメージ
 - ・大学、専門学校への入学者減少、学科の閉鎖も
 - ・新卒の減少、中途採用の増加
- 3 福祉職場の人材不足
 - ・応募者は即採用
 - ・辞められると困るから注意できない
- 4 地域生活支援、ニーズの多様化
 - ・利用者、地域社会のニーズが多様化、権利意識の高まり、
 - ・ニーズへの対応、サービス量の維持は可能か(我がこと、丸ごとは大丈夫?)
 - ・福祉サービスの偏在

25

読んでみたい本の紹介

『ぼく モグラ キツネ 馬』(チャーリー・マッケンジー著、川村元気訳 株式会社飛鳥新社、2021年)



男の子がモグラ、キツネ、馬と次々に
 会って話をする。彼らはみんな違う。
 私たちが一人ひとり違うように。

「いままでにあなたがいったなかで、
 いちばんゆうかなことばは？」
 ぼくがたずねると、馬はこたえた。
 「たすけて」
 「いちばん強かったのはいつ？」
 「弱さをみせることができたとき」

26

